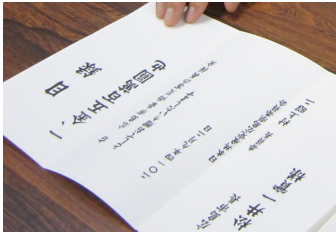




## 広島土砂災害 特集⑨



9月2日 総務課長に目録贈呈



この500万円は、広島市内の街頭募金や、全国から「日本共産党なら信頼できる」と寄せられたもので、企画総務局総務課長に目録を渡しました。

死亡された方の遺族を始め、被災者のケガや家屋の損傷の程度に応じて市が配分委員会で金額を決定後、被災者に渡されます。

日本共産党広島県委員会は2日、広島土砂災害の復旧と被災者救援に使ってほしいと募金500万円を広島市に渡しました。日本共産党広島市議員団が同席しました。

## 救援募金を市へ

## 広島市災害対策本部へ3回目の申し入れをしました

- ① このたびの豪雨で崖は残っているが、今後の豪雨や台風でどうなるのか、ここに住めるのか不安だとの声がある。危険か安全か情報提供をすること。
- ② 雨が降ると、災害が発生した地域だけでなく、「今度は自分の地域が崩れるのではないか」と不安な生活をしている。全市的に危機意識と総雨量などの情報提供をすること。
- ③ 安佐南区八木町の障がい福祉サービス事業所などを含め、今回の災害で、数カ所の障害者施設が被害を受け、施設の機能が麻痺している。施設の新たな移転場所や施設再建の支援とともに、利用者を別施設で対応できるような手立てをとること。
- ④ 八木用水に入った土砂で川内地区など広範囲で浸水被害が広がっている。浸水による家電被害など大小の被災を受けており、当該地域も被災者として支援を行う事。
- ⑤ 障害者や高齢者を抱えた世帯をはじめ、市が指定した避難所で過ごすことは難しいと判断され、すでに民間賃貸アパートに入居されているケースがある。このような被災者の実態を掴み、二次避難所に入居された被災者と同様の支援をすること。
- ⑥ 犬や鳥などペットを連れた避難者への配慮をすること。
- ⑦ 事業所では商品が濡れ、営業面の被害を受けているが、濡れた商品の返品などが出来ず、元請から罰金を払えと言われているケースがある。業者への営業補償を講ずること。
- ⑧ 宅地内の土砂・ガレキの撤去と同様に、事業所内の被災ゴミも指定業者だけでなく、市が責任を持って撤去すること。
- ⑨ 被災者に役立つ各種制度が十分に被災者に周知されていない。情報提供に努めること。
- ⑩ 広島土砂災害は災害救助法の適用を受けており、法が示した救助項目は抜かりなく実施すること。また、被災状況に応じ、期間延長を国に求めること。
  - 例1) 二次避難所の入居は、「最高2年以内」となっているが、2年以上の入居も可能となるようにすること。
  - 例2) 炊き出しその他による食品の給与は、「災害発生の日から7日以内」となっているが実態に即したものにすること。
- ⑪ 被災者生活再建支援法が適用される世帯の被災条件を明らかにしてほしい。
- ⑫ ボランティアセンターがパンク状態にあります。支援をしたい人、支援をしてほしい人の思いに応えるためにも社協任せにせず、市が責任を持つこと。要員がいなければ経験を持つ他都市からの応援要請も視野に入れること。



広島市対策本部にて 9月2日

